

一般廃棄物処理業許可証

住 所 北名古屋市沖村権現5番地
 名 称 有限会社ケーアイ
 氏 名 国本 勇

令和6年2月2日付けで申請のあった一般廃棄物処理業許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり許可します。

令和6年3月11日

江南市長 澤田 和延



1 許可番号	6-許 第 21 号
2 許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
3 事業の範囲 (取扱い一般廃棄物)	<input checked="" type="checkbox"/> 収集運搬 <input checked="" type="checkbox"/> ごみ
4 業務区域	江南市全域
許可の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係法令を遵守し、常に衛生的に処理すること。 特に一般廃棄物が飛散・流出しないよう、又、悪臭・騒音など市民の生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講じること。 2 毎月廃棄物の種類ごとに収集量を集計し、市指定の報告書（月報）を翌月10日までに市へ提出すること。 3 収集事業所の変更その他申請書の記載事項に変更を生じた場合は速やかに届け出ること。 4 江南丹羽環境管理組合に投入する場合は、組合管理規則の指示を遵守し江南市収集分と他の市町分とを混載せず搬入すること。又、ビン・缶など不燃物は絶対混入させないこと。 5 収集運搬車両に許可業者搬入番号表示板を掲示すること。 6 江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第4条第2号の規定に、「事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を図ることにより、廃棄物の減量に務めなければならない。」同条第3号に「事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。」と、事業者の責務を明記している。そのため、収集時において分別がされていない場合は、排出事業者に対して適切な分別指導を行うこと。 7 汚物・汚水等の洗車に伴う放流については、放流先に支障のないよう適正に処理すること。